

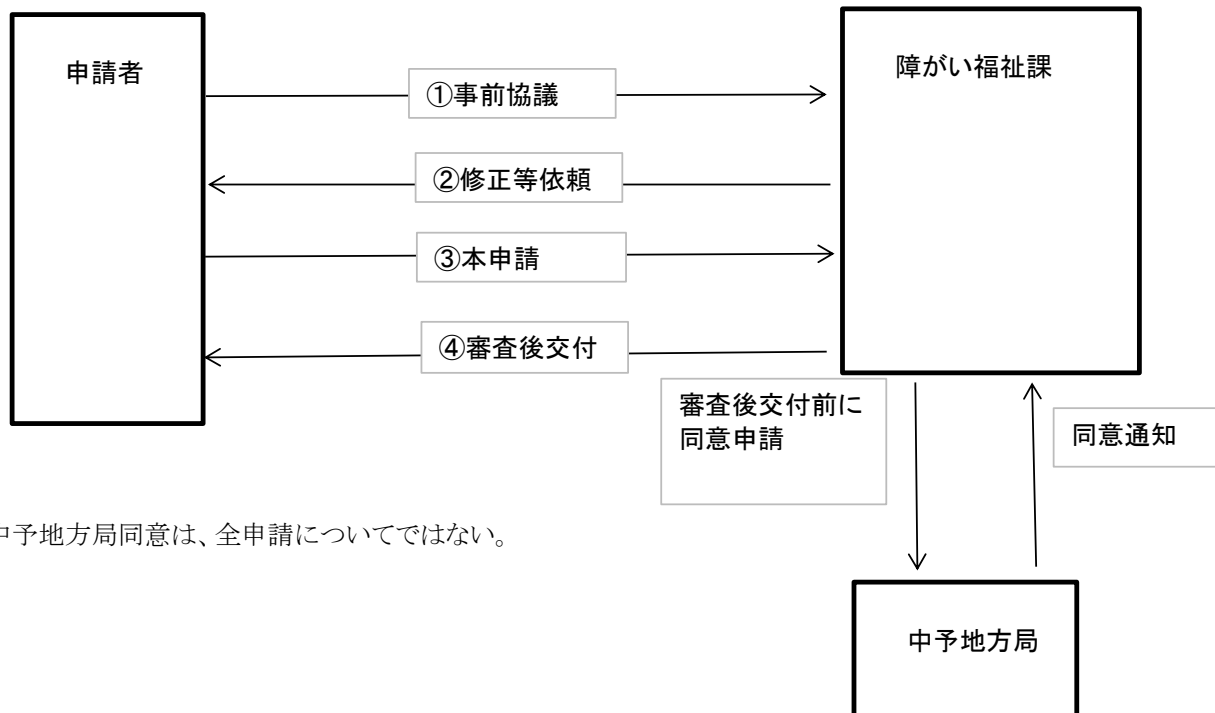
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 49

処 分 名	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新	
処 分 の 概 要	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設としての基準を満たしているかを確認し、適合している場合は指定の更新を行う。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第41条第1項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間		8日
所管課での処理期間		20日
標準処理期間	計	28日
判断基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条第4項の規定により、第36条、38条及び、松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第41条第1項 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。 第2項 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 第3項 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 第4項 第三十六条及び第三十八条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の21第1項 (障害者自立支援)法第36条第4項(法第37条第2項、第38条第3項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p> <p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 松山市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※中予地方局同意は、全申請についてではない。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。